

議員提出議案第 2 号

湯河原町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の 一部改正について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第 112 条及び湯河原町議会会議規則第 14 条の規定により提出します。

平成 30 年 11 月 30 日提出

湯河原町議会議長 露 木 寿 雄 様

提出者	湯河原町議会議員	室 伏 重 孝
賛成者	同	松 井 一 寿
	同	佐 藤 恵
	同	室 伏 寿美夫
	同	山 本 俊 明
	同	村 瀬 公 大
	同	土 屋 誠 一

(提案理由)

人事院勧告に基づき国家公務員の期末勤勉手当の支給割合が改正されることに伴い、町職員の同支給割合を改正することを踏まえ、町議会議員の期末手当の支給割合を引き上げるため、条例に改正を要するので、本案を提出するものです。

湯河原町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を
改正する条例

第1条 湯河原町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和36年湯河原町条例第8号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の212.5」を「100分の215」に、「100分の227.5」を「100分の230」に改める。

第2条 湯河原町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「6月に支給する場合には100分の215、12月に支給する場合には100分の230」を「100分の222.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成31年4月1日から施行する。